

9 現在市営住宅に入居している世帯の住み替え

現在、市営住宅に入居されている世帯は「住宅に困窮している方」には当てはまらないため、原則として別の市営住宅への申込みはできませんが、以下の住み替え申込資格を満たす場合に限り、別の市営住宅への住み替えの申込みが可能です。

(1) 住み替え申込資格

次の①～④の全ての条件を満たすこと。

- ① 申込日時点において、原則として6・7ページの申込資格を満たすこと。
- ② 申込日時点において、現在お住いの市営住宅に1年以上居住していること。
- ③ 家賃や駐車場使用料の滞納等、札幌市の条例や規則に違反していないこと。
- ④ 下記ア～クのいずれかの住み替え理由に当てはまること。

住み替え理由	
登録	ア 同居者が増えた世帯等、世帯人数に比して狭い住宅に入居している世帯が、 現在居住する型式よりも広い住宅へ
	イ 専用床面積が55㎡を超える住宅(家族向け)に1人で入居している方が、 单身向け住宅へ
	ウ 5階建て以下の住宅で原則として3階以上に入居し、階段昇降困難な方(※注1)がいる世帯(エレベーター付きの住宅は除く)が、 2階以下またはエレベーター付き住宅へ
	エ 車いす住宅に入居している世帯で車いす使用者がいなくなった世帯が、 車いす住宅以外の住宅へ
	オ 車いす住宅以外の住宅に入居している世帯で車いす使用者(※注2)がいる世帯が、 車いす住宅へ
抽選	カ 单身向け住宅に入居している方が、結婚または介護のため 家族向け住宅へ
	キ 浴室のない住宅に入居している世帯が、 浴室のある住宅へ
	ク 長期の通院(※注3)を必要とする方がいる世帯が、 現在通院している病院に近接する住宅へ

(※注1) 【60歳以上】「階段昇降が困難」と書かれた医師の診断書を提出できる方
 【60歳未満】「6か月以上の治療期間を要し、階段昇降が困難」と書かれた医師の診断書を提出できる方

(※注2) 身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていて、かつ、車いすを常時使用している方

(※注3) 「おおむね6か月以上の通院加療が必要」と書かれた医師の診断書を提出できる方

※ 医師の診断書や身体障害者手帳は、**住宅の紹介後または当選後に提出していただきます**ので、医師の診断書は、**紹介後または当選後に取得したものを提出してください。**

(2) 住み替え理由別の手続方法

	住み替え理由ア～オに当てはまる世帯	住み替え理由カ～クに当てはまる世帯
申込時期	通年で登録が可能	定期募集・短期募集の期間中（3・4ページ）に申込みが可能 ※ 通年募集は通年で申込みが可能
申込方法	公社募集担当係の窓口で『住み替え登録申請書』に希望の団地等を1か所記載して同申請書を提出 ※ 登録は窓口のみ ※ 登録は辞退しない限り紹介されるまで継続	各募集の『募集住宅一覧表』からご希望の住宅を1つお選びいただき『入居申込書』を提出
住み替え先の決定	登録した団地等で紹介可能な住宅がある場合、登録順に決定（※ 注4）	抽選会で当選した場合に決定 ※ 通年募集は先着順で決定

(※ 注4) 札幌市の建替事業等により他の団地から住み替えをする必要がある場合は、優先して紹介する場合があります。

(3) 住み替えまでの流れ（住み替え理由ア～オに当てはまる世帯）

公社募集担当係の窓口での登録後、紹介可能な住宅の準備が整いましたら、ご連絡します。その後、資格審査や下見、敷金の納入等を行っていただき、入居説明会にご参加いただいた際に住み替え先の鍵をお渡しします。

※ **紹介から入居までは2か月程度かかります。**

※ 紹介可能な住宅がない場合は、空き家が発生し紹介する準備が整うまでお待ちいただくこととなります。

※ 資格審査は、住み替え先の住宅の紹介日を基準に行います。資格審査において、住み替え申込資格を満たしていないことや住み替え理由に該当しないことが判明した場合は、住み替えできません。

※ 住宅の紹介を受けた方が、住み替えを辞退し、新たに再登録した場合または住み替え登録した団地等を変更した場合は、登録順位が最後尾となりますのでご注意ください。

(4) 住み替え登録の制限

次の①～③の団地は原則として住み替え登録の対象外です。

①	<ul style="list-style-type: none"> ・北円山 ・南7条 ・新川 ・屯田季実の里 ・幌北 ・東雁来 ・栄町 ・伏古A ・菊水上町 ・青葉 ・新さっぽろ ・豊平4条 ・美園 ・月寒F（1～4棟） ・月寒G ・豊平橋南 ・平岡3条 ・平岡南 ・美しが丘 ・発寒（1～3棟） ・発寒1条 ・発寒8条 ・八軒 ・西宮の沢 <p>※ 上記団地の入居者の場合は<u>同じ団地内</u>であれば登録が可能です（<u>棟の指定も可能</u>）。</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> ・美香保 ・伏古 ・光星（3、5、6、7、9棟） ・月寒F（9・10棟） ・発寒（旧3～19棟） ・二十四軒 <p>※ 上記団地の入居者の場合は<u>同じ団地内</u>であれば登録は可能ですが、<u>棟の指定はできません</u>。</p>
③	<ul style="list-style-type: none"> ・借上市営住宅（33・34ページ） <p>※ 借上市営住宅の入居者の場合は<u>同じ団地内</u>であれば登録が可能です。 ただし、以下の借上市営住宅の入居者は、公社管理課管理係(011-211-3385)へ直接連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★カーブル南麻生 ★クレールゆりがはら ★フレンズ百合が原 ★メゾン・ド東麻生 ★ジュネス38 ★リバーサイドヒルズ西岡公園 ★エコ・ライフ西岡 ★新木の花 ★パレメゾン平岡 ★シビルコート宮の沢 ★ソレイユ発寒 ★サンハイツ二十四軒

※ 住み替え理由が才（車いす住宅への住み替え）の場合は①の団地でも登録が可能です。

※ 上記②・③は年度の途中で変更となる場合があります。